

甲府市リサイクルプラザ

指定管理者募集要項

令和8年8月

目 次

1	指定管理者公募の趣旨	1
2	管理運営に関する基本的な考え方	1
3	指定管理者を募集する施設	1
4	指定管理期間	1
5	指定管理者が行う業務	2
6	指定管理業務に関する経費等の取扱い	2
7	利用料金等	3
8	申請に必要な要件等	3
9	募集要項の配布	4
10	申請書類等	4
11	申請にあたっての留意事項	5
12	応募者現地説明会	5
13	審査方法	6
14	協定の締結	7
15	その他注意事項	8
16	問合先及び書類の提出先	8
	「別紙」 甲府市リサイクルプラザ施設概要書	9
	「別紙」 甲府市と指定管理者におけるリスク分担表	11

甲府市リサイクルプラザ指定管理者募集要項

1 指定管理者公募の趣旨

甲府市リサイクルプラザの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項、甲府市リサイクルプラザ条例（以下「条例」という。）第5条及び甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

2 管理運営に関する基本的な考え方

リサイクルプラザを管理運営するにあたり、次に掲げる事項に沿って業務を行っていただきます。

- (1) リサイクルプラザは、市民自ら資源の節約又はリサイクル等環境保全について学ぶとともに、健康増進を図るための中核施設として設置された施設であることを十分に理解した上で、管理運営を行ってください。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させてください。
- (3) 秘密の保持及び個人情報の保護を徹底してください。
- (4) リサイクルプラザの効用を最大限に発揮するとともに、効果的で効率的な運営を行ってください。
- (5) 管理運営費の縮減に努めてください。

3 指定管理者を募集する施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 甲府市リサイクルプラザ |
| (2) 所在地 | 山梨県甲府市上町601番地2 |
| (3) 電話番号 | 055(241)4357 |
| (4) F A X | 055(243)8511 |
| (5) 施設概要 | |
| 構 造 | 鉄骨ALC造1階建 |
| 敷地面積 | 15,557.76㎡ |
| 建築面積 | 3,167.10㎡ |
| 延床面積 | 3,081.73㎡ |
| 施設内容 | 環境総合教育施設及び健康増進施設（その他詳細は別紙「甲府市リサイクルプラザ施設概書」を参照） |

4 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

条例第6条に規定する指定管理者の業務及び自主事業（以下「指定管理業務等」という。）を行うものとします。

なお、詳細は、別紙「甲府市リサイクルプラザ管理運営業務仕様書」のとおりとします。

(2) 甲府市と指定管理者のリスク分担

甲府市と指定管理者との基本的なリスク分担は、別紙「甲府市と指定管理者におけるリスク分担表」のとおりとし、分担表に定める事項以外に不測の事態が生じた場合は、双方協議の上、当該事態に係るリスク分担を決定するものとします。

6 指定管理業務に関する経費等の取扱い

(1) 指定管理料の額

指定の期間（5年間）の指定管理料は、次の表の金額を限度額とします。

また、この金額は、企画提案内容の規模を示すものであり、後述する管理運営業務に係る収支計画書内訳の提案価格合計において、次の限度額を超えてはならないものとします。

区 分	提案限度額（消費税等相当額を含む。）
甲府市リサイクルプラザ	406,500,000円以内

指定管理者が甲府市の示した水準どおり業務を確実に実施する中で、利用料金収入及び自主事業収入の増加、経費の縮減等、指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、原則、指定管理料との相殺は行いませんが、事業報告において大幅な余剰金が生じた場合は、市と協議の上、その一部を甲府市へ納入するものとします。この場合の金額、納入の時期、納入方法等の細目事項については、基本協定及び年度協定で定めることとします。なお、利用料金収入の減少などにより不足額が生じた場合については、指定管理料の補填は行いません。

また、施設の修繕に要する経費として、各年度300万円（消費税等込）を指定管理料に含めることとし、修繕に使用しなかった額については、年度ごとに精算し、市へ返還するものとします。

(2) 事業年度ごとの指定管理料の支払い方法

事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）ごとの指定管理料は、甲府市と指定管理者との間で協議した上で、年度協定により指定管理料を決定し、指定管理者の支払請求に基づき、四半期ごとの前払いで支払います。

(3) 行政財産目的外使用料等の取扱い

行政財産目的外使用料等の収入は、次の表のとおりとします。ただし、行政財産目的外使用の許可は、すべて甲府市が行うものとします。

区 分	使用料等の帰属先
設置者との契約による自動販売機等の売上収入	指定管理者
電柱や自動販売機等の敷地占用使用料の収入	甲 府 市

(4) 指定管理業務等に要する費用の支出等

①指定管理料の支出の制限

指定管理料は、指定管理業務の経費以外に支出することはできません。

②指定管理業務等に要する経費の支出

指定管理料を除く収入は、指定管理業務等に要する経費に支出することができます。

(5) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を策定して経理事務を行い、指定管理にかかる経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経費、自主事業に係る経費、それ以外の業務に係る経費をそれぞれ区分して整理してください。

ただし、これらの対応が困難な場合は、協議の上、その取扱いを決定するものとします。

(6) 指定管理料の変更について

甲府市又は指定管理者は、指定管理期間中にやむを得ない事由により、当初合意された指定管理料が不相当と認めたときは、変更金額等について協議を申し出ることができるものとします。

7 利用料金等

(1) 利用料金

利用料金の額は、条例別表に定める額の範囲内において、甲府市の承認を受けて指定管理者が定めるものとし、利用料金については、指定管理者の収入とします。

(2) 自主事業等実施に伴う費用等

自主事業等に要する費用は指定管理者の負担とし、自主事業等により得た収入は指定管理者に帰属するものとします。

8 申請に必要な要件等

指定管理者の申請資格を有する者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は、その共同体であって、次の要件のすべてを満たす必要があります。

(1) 運営実績要件

令和8年4月1日現在において、3年以上のプール及びトレーニングジムの運営実績を有していること。

(2) 事務所設置要件

甲府市内に事務所を設置している、又は、令和8年度中に設置を予定している法人等であること。

また、共同体を構成して申請する場合は、甲府市内に事務所を設置している、又は、

令和8年度中に設置を予定している団体の内から代表する法人等を定めること。

なお、代表する法人等は、共同体における責任割合が最大であることとします。

(3) 欠格事項

法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しないこと。
- ② 破産者で復権を得ないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されていること。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しないこと。
- ⑤ 市税等を滞納していること。
- ⑥ 甲府市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等である者及びそれらの利益となる活動を行う団体又は団体の構成員であること。
- ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等。

(4) その他

指定管理業務を安定して行う団体の人員、資産の額その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込があること。

9 募集要項の配布

- (1) 配布場所 〒400-0831 山梨県甲府市上町601番地4

甲府市 環境部 環境総室 ごみ減量課

※甲府市ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 配布期間 令和8年8月12日(水)から9月4日(金)

各日の午前9時から午後5時まで

(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

- (3) 募集要項の内容等に関する質問

受付期間 令和8年8月27日(木)から9月2日(水) 各日午後5時まで

質問方法 上記の受付期間内に別紙「募集に関する質問書(様式12)」に記入のうえ、郵送、Eメール、FAXにて受け付けます。口頭又は電話による問合せは受け付けません。また、質問のあった団体名の公表はいたしません。

回答日 9月3日(木)から9月9日(水)

回答方法 質問及び回答の内容については、甲府市ホームページに掲載します。

10 申請書類等

- (1) 応募申請時の提出部数

申請書類には、次の①から⑧までの書類にインデックスを付けて順番に綴り、正本1部、副本7部(コピー可)の合計8部を提出してください。

① 「指定管理者指定申請書（様式１）」

共同体を結成する場合は、「共同体構成員届（様式２）」及び「各団体の役割、責任分担に関する事項（様式３）」を併せて提出してください。

② 事業計画書

- ・「施設の管理運営の方針等について（様式４）」
- ・「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上について（様式５）」
- ・「施設の効用の最大限の発揮及び適切な維持管理に係る経費の縮減について（様式６）」
- ・「施設の管理を安定して行うために必要な人的能力及び経営的基盤について（様式７）」
- ・「自主事業の計画及び期待される効果について（様式８）」

③ 「管理運営業務に係る収支計画書（様式９）」

④ 「団体の概要書（様式１０）」

⑤ 登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規則その他これらに類する書類

⑥ 納税証明書（未納でないことの証明）直近１年間の団体及びその代表者の国税・地方税

⑦ 貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）又は収支予算書及び収支決算書

⑧ その他

- ・「辞退届（様式１１）」
- ・「募集に関する質問書（様式１２）」
- ・「誓約書（欠格事項）（様式１３）」
- ・「誓約書（事務所設置要件）（様式１４）」

（２）提出期間 令和８年９月７日（月）から令和８年９月２５日（金）まで

各日の午前９時から午後５時まで

（ただし、９月２５日（金）は正午まで、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

（３）申請方法 上記の提出期間内に指定の様式で、持参又は書留郵送により提出してください。

※郵送の場合は９月２５日（金）必着

（４）提出先 〒400-0831 山梨県甲府市上町６０１番地４

甲府市 環境部 環境総室 ごみ減量課

１１ 申請にあたっての留意事項

次のいずれかに該当した場合は、失格になります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他不正行為があった場合

１２ 応募者現地説明会

指定管理業務の概要等の現地説明会を次のとおり開催いたしますので、法人等は、「現地説明会参加申込書（様式１５）」を、８月２１日（金）午後５時までにごみ減量課へ

持参又は郵送（２１日必着）してください。

また、当日の参加者は、１団体につき２名以内とします。

※この現地説明会に参加しない法人等については、指定管理者指定申請書の提出ができません。（指定管理者指定申請書の提出前提条件）

説明会開催日	集合時間	場 所	集合場所
令和８年８月２４日(月)	午前１０時００分	甲府市リサイクルプラザ	事務室受付前

１３ 審査方法

（１）選定委員会による審査

申請者の審査にあたっては、「甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱」の規定に基づき設置された「選定委員会」において審査を行います。

（２）選定基準

次の評価分類の評価項目ごとの配点による評価点数方式により選定します。

評価分類	評価項目	配点	合計
(1)施設の管理運営の方針等の総合的事項	ア 管理運営に関する基本方針	5	10
	イ 収支計画の内容、適正性及び実現の可能性	5	
(2)利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	ウ 利用者に対するサービス向上の取組	10	25
	エ 利用促進、利用者増への取組	10	
	オ 利用者の平等な利用を図るための具体的な手法と効果	5	
(3)施設の効用の最大限の発揮及び適切な維持管理に係る経費の縮減	カ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	20
	キ 経費の縮減(管理業務に係る収支計画書)	10	
	ク 施設の維持管理の効率性	5	
(4)施設の管理を安定して行うために必要な人的能力及び経営的基盤	ケ 組織体系及び勤務体制	10	15
	コ 安定的な運営が可能となる経営的基盤	5	
(5)自主事業の計画及び期待される効果	サ 環境教育・環境啓発事業	15	30
	シ 健康増進事業	15	

(3) 1次審査

① 資格審査

提出された申請書類の不備及び資格の確認等を行います。

② 書類審査

申請書類を選定基準に照らし、5段階評価による1次審査を行います。

(4) 2次審査

企画提案内容のプレゼンテーションを行います。1次審査の結果と合わせて総合的に評価します。

2次審査は、10月上旬頃に行います。なお、日時、会場等の詳細につきましては、後日連絡します。

2次審査による候補者の選定結果は、10月中旬頃に文書にて通知します。

(5) 指定管理者の指定

総合評価により選定し、指定管理者の候補者は、甲府市議会定例会（令和8年12月）の議決を経て決定（指定）します。

1.4 協定の締結

指定管理者の指定後、甲府市と協議のうえ指定期間の基本的事項を定めた「基本協定」及び指定管理料等を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務の範囲に関する事項
- ③ 個人情報保護に関する事項
- ④ 業務計画に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 利用料金に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑧ 甲府市が払うべき経費に関する事項
- ⑨ 余剰金及び修繕費精算に関する事項
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- ⑪ その他、甲府市が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 年度協定の目的
- ② 事業年度ごとの業務内容
- ③ 各事業年度における指定管理料
- ④ 余剰金及び修繕費精算に関する事項
- ⑤ 疑義等の決定
- ⑥ その他、甲府市が必要と認める事項

15 その他注意事項

- ① 複数の申請は、できません。
- ② 申請に関する費用は、すべて申請者の負担になります。
- ③ 甲府市が受理した申請書類は、甲府市情報公開条例の規定に基づき、開示する場合があります。
- ④ 甲府市が一旦受理した申請書類については、明らかな間違い、または軽微な修正を除き、内容の変更はできません。
- ⑤ 提出された申請書類は、返却しません。
- ⑥ 指定管理者指定申請書提出後、申請を辞退する場合は、「辞退届（様式11）」により届け出てください。
- ⑦ 年度協定までのスケジュール

項 目	日 時
募集要項等配布期間	8月12日（水）～9月 4日（金）
現地説明会	8月24日（月）10時～
質問受付期間	8月27日（木）～9月 2日（水）
質問回答（公表）期間	9月 3日（木）～9月 9日（水）
申請書類の提出期間	9月 7日（月）～9月25日（金）正午
2次審査日 （プレゼンテーション）	10月上旬頃（日時等は後日連絡します。）
審査結果の通知日	10月中旬頃（文書にて通知します。）
指定管理者の議案提出	令和8年12月市議会定例会
基本協定書の締結	令和9年1月予定
年度協定書の締結	令和9年4月1日

16 問合先及び書類の提出先

〒400-0831 山梨県甲府市上町601番地4
甲府市 環境部 環境総室 ごみ減量課
TEL 055（241）4327
FAX 055（241）6190
E-mail : gomigen@city.kofu.lg.jp

「別紙」 甲府市リサイクルプラザ施設概要書

● 施設概要

甲府市リサイクルプラザは、限りある資源の有効利用をさらに推進し、「資源循環型社会」を実現するための甲府圏域地方拠点事業の中核施設として、平成9年4月16日にオープンした環境総合教育施設です。

施設の特徴として、環境に関する様々な情報発信をはじめ、教育の場の提供や市民の自主的な活動の推進、廃棄物の再生施設（なでしこ工房）、ゼロカーボンシティを推進する拠点（こうふグリーンラボ）の機能を持ち、また、市民の健康増進施設としての温水プール、浴室及びトレーニング室も設置されています。

所 在 地	山梨県甲府市上町601番地2
着 工 年 月 日	平成7年 9月18日
竣 工 年 月 日	平成8年10月31日
運 用 開 始 日	平成9年 4月16日
総 工 費	1,602,402,000円
敷 地 面 積	15,557.76㎡
建 築 面 積	3,167.10㎡
延 べ 床 面 積	3,081.73㎡
構 造	鉄骨ALC造1階建

● 環境総合教育施設

- 展示コーナー：様々な展示物等を通して、環境問題を楽しく学ぶことができます。
- 図書コーナー：環境問題に関する資料、図書により学ぶことができます。
- リサイクルセミナー室：環境問題に関する会議、研修会等に利用できます。
- 環境セミナー室：環境問題に関する会議、研修会等に利用できます。
- 再生品頒布室：再生品の頒布及びフリーマーケット会場として利用できます。
- 不用品活用情報センター：遊休品の譲渡又は譲受の情報を利用できます。
- なでしこ工房：自転車等を整備する場所として利用できます。
- こうふグリーンラボ：地球温暖化や次世代エネルギーである“水素”などについて、体験・学習をすることができます。

● 健康増進施設

- 温水プール：25m×5コース
- 浴室：男女それぞれ109㎡
- トレーニング室：軽易な健康器具を備えてあります。
- 休憩コーナー：周囲の景色を見ながら、リラックスできる憩いの場です。
- 体育館（再生品頒布室）：375㎡（縦25m×横15m）でバレーボールやバトミントンなど室内競技に利用できます。

● **和室・会議室**

- 和室（リサイクルセミナー室）：80畳（40畳ずつ利用可）で軽易な舞台があります。
- 会議室（環境セミナー室）：約90㎡で30人程度の会議が行えます。

「別紙」 甲府市と指定管理者におけるリスク分担表

事 項			甲府市	指 定 管理者
甲府市リサイクルプラザの管理運営全般 (施設の利用、案内、警備(なでしこ工房を除く。)、苦情対応、安全衛生管理等)				○
甲府市リサイクルプラザの維持管理 施設保守点検、法定点検等、清掃、光熱水費等支払等、消耗品・備品の調達及び管理				○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増			○
	著しい場合		協 議	
金利変動	金利変動に伴う経費の増			○
	著しい場合		協 議	
法令・税制度の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令・税制等の変更			○
	上記以外		協 議	
施設周辺住民及び利用者への 対応	管理運営に対する住民及び利用者からの要望等の対応			○
	上記以外		○	
不可抗力	自然災害等の不可抗力による業務の変更、中止等		協 議	
施設・設備・備品 ※市と事前協議	修 繕 (機能維持等)	年間修繕費合計 300 万円まで		○
		年間修繕費合計 300 万円を超える 場合	○	
	備品購入 (資産増加)	年間購入費合計 100 万円まで		○
		年間購入費合計 100 万円を超える 場合	○	
政治、行政上の理由による事業の変更及び行政財産目的外使用の申請許可等			○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由があるとき			○
	上記以外		○	

事 項		甲府市	指 定 管理者
災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等		○
	指示等	○	
	災害復旧	○	
事故・災害等による施設の現状 回復	指定管理者として注意義務を怠った場合		○
	上記以外	○	
各種保険等への加入	施設に係る火災保険及び災害保険への加入	○	
	施設来場者等に係る賠償責任保険への加入		○
業務終了時の費用	指定管理業務が終了した場合又は指定取消しを受けた 場合における撤収費用		○
公租公課(消費税、法人税等)			○
総括的管理責任		○	

※加入する賠償責任保険

指定管理者は、甲府市と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険に加入するものとします。

賠償責任保険の補償額等については、施設の機能や規模等に適した内容とし、最低補償額については、次のとおりです。

なお、保険料については、指定管理者がこれを負担するものとし、加入後は速やかに証書の写しを甲府市に提出するものとします。

保険の内容

対人賠償 1名につき 1億円以上

1事故につき 10億円以上

対物賠償 1事故につき 1,000万円以上

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる

毀損滅失は、金額の多寡に関らず指定管理者が購入し、又は、修繕等を行うものとします。

※指定管理者は、上記の修繕等を行う場合は、予め市と協議を行うものとします。